

# 政治資金関係申請・届出オンラインシステムの更新について

## 1 概要

総務省では、平成 27 年 7 月に政治資金関係申請・届出オンラインシステムを更新いたしました。

また、会計帳簿と連動して収支報告書を作成することができ、かつ、オンラインで収支報告書を提出することを前提にデータを出力する機能を備えた「会計帳簿・収支報告書作成ソフト」（以下「旧ソフト」という。）を提供しておりますが、政治資金規正法施行規則の一部を改正する省令（平成 26 年総務省令第 56 号。以下「改正省令」という。）の施行に伴い、改正省令による改正後の政治資金規正法施行規則（昭和 50 年自治省令第 17 号）に則った新たな「会計帳簿・収支報告書作成ソフト」（以下「新ソフト」という。）を平成 27 年 7 月から提供しております。

## 2 主な改修事項等

- ・ 届出機能、会計帳簿・収支報告書作成ソフト等について、改正省令の内容に合わせ、一部機能を改修
- ・ 領収書等の写し等の PDF によるオンライン提出を可能とする機能を実装
- ・ ヘルプデスクの運用時間を、原則、平日 9 時から 17 時までとする

### <新ソフトで新たに対応可能となる事項>

- ・ 会計帳簿において、遺贈、政治資金パーティーの共同開催について備考に記載する場合、プルダウンで選択が可能。収支報告書にも自動転記（※）
- ・ 領収書等の写し等の PDF 化のための補助機能を実装

## 3 旧ソフトに係る留意事項

新ソフトについては、旧ソフトからフォーマットに変更はありませんが、Microsoft Excel 2007、2010 及び 2013 に対応するようバージョンアップしております。

7 月 1 日以降、新ソフトをダウンロードした上で、旧ソフトから新ソフトへのデータ移行をしてください。（別添参照）

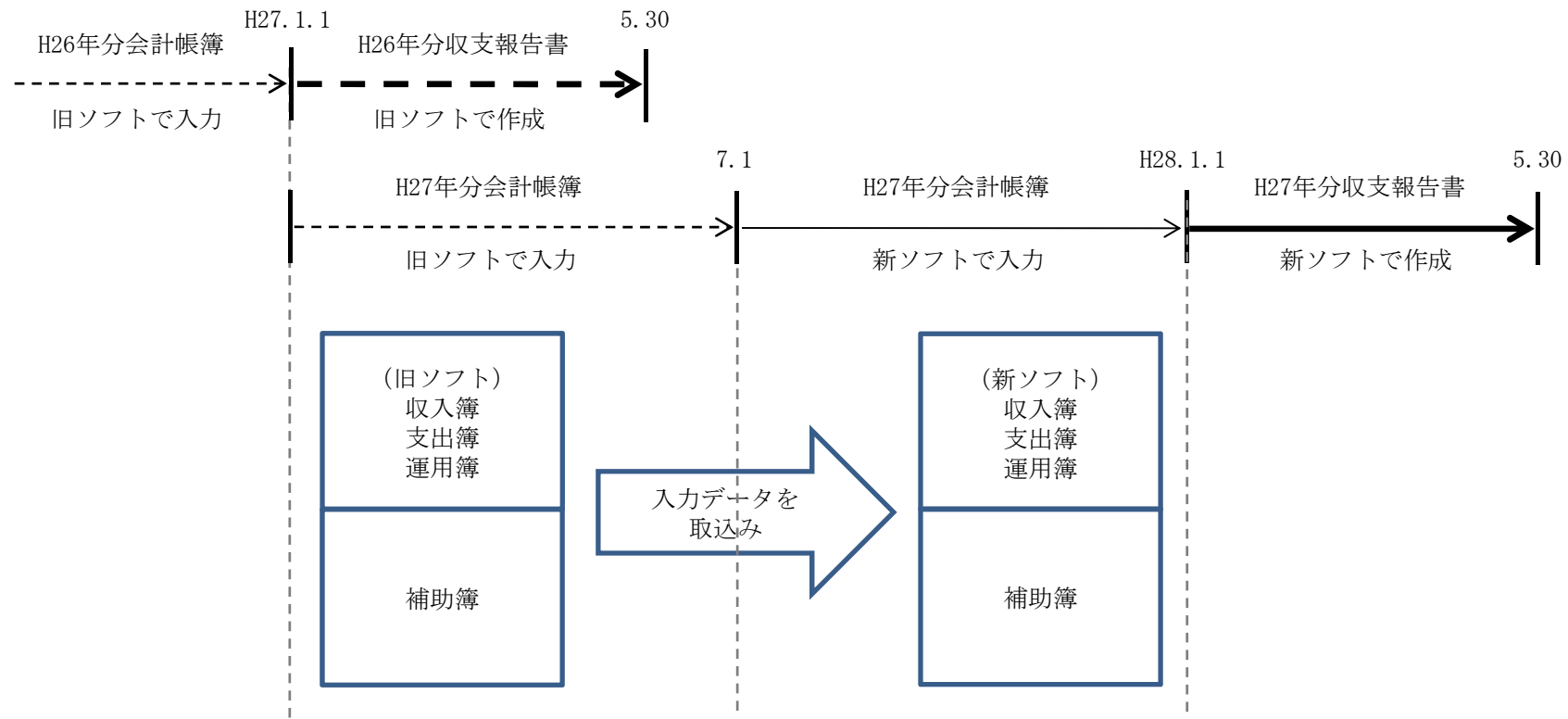
※ 改正省令により、平成 27 年以後の期間に係る会計帳簿及び収支報告書（原則、平成 28 年以降に提出）の記載要領に、遺贈によってする寄附を受けた場合及び政治資金パーティーを他の政治団体と共同で開催した場合の記載方法が追加されています。記載方法の詳細については、以下をご参照ください。

【総務省 HP トップ>選挙・政治資金>政治資金】

なるほど！政治資金 お知らせ 政治団体の皆さまへ

[http://www.soumu.go.jp/senkyo/seiji\\_s/index.html](http://www.soumu.go.jp/senkyo/seiji_s/index.html)

# 平成27年 1 月以降の会計帳簿及び収支報告書作成の流れ



**政治資金 会計帳簿作成ソフト**

				年	翌年繰越額 (現在残高)				
					0				
エラーチェック	収支報告書作成	徴収明細書・支出目的書作成	日計表作成	印刷	会計帳簿データ出力	会計帳簿データ取込	翌年データ繰越	使途等報告書作成	支出基準額設定

1 旧ソフトの「データ出力」機能により、xmlデータが作成されるので保存  
2 出力したxmlデータを新ソフトの「データ取込」機能により取込みを実施